

I 本委員会の設置の目的・経緯

- 1. 本委員会の設置の目的**
 - 基礎ぐい工事問題の実態や要因等について専門的見地から検討した上で、再発防止策の提言を行う
- 2. 本委員会の構成**

委員長 深尾精一（首都大学東京名誉教授）
他8名の学識経験者によって構成
- 3. 審議の経緯**
 - 本委員会は平成27年10月27日に設置を決定。11月4日に第1回が開催された後、これまでに計6回開催され、12月25日に本報告書を中間とりまとめ

II 基礎ぐい工事問題の概要

【横浜市のマンション事案の概要】

- (1) 施工体制（元請・1次下請・2次下請）**
 - 元請は下請に対する是正指導等を行っていなかった。また、施工に関する責任を巡って施工全体に係る一義的な責任を果たしているとは言い難い
 - 1次下請は主な工事を再下請し、自ら総合的に企画・調整等を行っていなかった
 - 1次下請も2次下請も主任技術者（専任を要する）が他の現場と兼任していた
 - 2次下請のくい工事管理者は他の会社の社員であった
- (2) 基礎ぐい工事の施工**
 - 元請と施工会社との間でくいの支持層到達を巡る認識に齟齬がみられる
 - 元請・下請ともに電流計データ等の報告等のルールが定められていなかった
 - 電流計データ等が取得できない場合の対応も定められていなかった
- (3) マンションの安全性の確認**
 - 横浜市（特定行政庁）が事業主等に指示し安全性を検証中であり、震度6強から7に達する程度の地震で倒壊等しないことは確認

【電流計データ等の流用】

- ① 旭化成建材に対する調査**
 - 過去に施工した3,052件中、360件のデータ流用が判明
- ② 旭化成建材以外に対する調査**
 - 8社56件で流用判明 ⇒ 業界で広くデータ流用が行われていた
- ③ データ流用に係る主な原因**
 - 主な要因はデータ取得ができなかったことによるものが多く、その理由は機械の不具合、不注意によるミス、管理・保管ミス等による

【安全性確認の状況】

- 電流計データ等の流用があった建築物のうち調査結果が明らかとなったものをみると、横浜市のマンション以外で安全上の問題が生じているものはなかった
- ⇒ データ流用と建築物の安全上の問題との関連性は低い

III 横浜市のマンション事案とデータ流用の実態を踏まえた問題の総括

5つの論点

<p>安全・安心と信頼</p> <p>国民の信頼回復のため、再発防止に全力で取組</p>	<p>業界の風潮 個人の意識</p> <p>データ流用を許容しない風潮等の醸成</p>	<p>責任体制</p> <p>発注者・設計者・元請・下請等の各々の責任を果たす体制</p>	<p>設計と施工</p> <p>地盤条件等の共有と現場に即したルールによる施工</p>	<p>ハードウェア</p> <p>機械等の高度化やIT技術の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5つの論点に関する基本的な考え方を踏まえ、「事案から直接判明した課題」と「事案の背景にあると考えられる課題」を整理 ○ 「直接判明した課題」に対しては、主に基礎ぐい工事に関する適正な施工等のための体制構築、「背景にあると考えられる課題」に対しては、主に建設業の構造的な課題に関する対策を実施
---	--	--	--	---	--

IV 再発防止策 一本委員会による提言一

1. 基礎ぐい工事に関する適正な設計・施工及び施工管理のための体制構築

現場に即した明確なルールのもと適正な施工を確保

- 【設計】 地盤の特性に応じた設計方法等に関する周知徹底**
- 地盤情報が不十分な場合の追加の地盤調査の実施
 - 複雑な地盤の場合の設計方法や留意事項等を十分に認識して設計
 - 地盤情報や施工上の留意事項の施工者との情報共有

【施工】 施工ルールの策定と現場での導入等

- 国土交通省は一般的に遵守すべき施工ルールを作成し提示
- 建設業団体はこれに準拠し速やかに自主ルールを策定
- 国土交通省は一般的ルールの遵守について必要な指導

【一般的に遵守すべき施工ルールとして提示する内容例】

項目	具体的内容
施工体制	・ 元請は下請の主任技術者の配置状況等施工体制を確認 ・ 施工前に地盤条件等を下請と共有 等
支持層到達の判断	・ 元請の監理技術者が到達に責任を負う ・ 下請の主任技術者が技術的に判断、元請はその判断が正しいか確認 ・ 元請の監理技術者は本ぐいのうち立ち会って確認するくいを事前に決定 等
施工記録	・ 施工データが支持層到達を確認する記録として妥当かを元請が確認 ・ データが取得できない時の補充方法をあらかじめ決定 ・ ICTの活用による施工管理の合理化の推進 等

- 【工事監理】** ○ 適切な施工管理を補完するための工事監理ガイドラインの策定
○ 建築基準法に基づく中間検査における工事監理状況の確認

速やかに実行し、適正な施工のための体制を構築

2. 建設業の構造的な課題に関する対策

構造的な課題に国土交通省と建設業界が正面から取り組む

元請・下請の責任・役割の明確化と重層構造の改善

- 元請の統括的な管理責任のあり方
- 元請監理技術者と下請主任技術者の各々の施工管理上の役割の明確化
- 下請の主任技術者の適正配置のあり方
- 実質的に施工に携わらない企業の施工体制からの排除

技術者や技能労働者の処遇・意欲と資質の向上

- 技術者制度のあり方
- 技能労働者の就労構造のあり方
- 技能労働者の経験が蓄積されるシステムの導入
- 就労環境の改善（適切な賃金水準の確保、教育訓練の充実・強化等）

民間工事における役割・責任の明確化と連携強化

- 発注者・設計者・元請・下請等の請負契約等の適正化（設計変更などの協議のルールの明確化 等）
- 施工責任を専門的見地から審査・検証・調停する中立的な組織・機能の検討
- 施工に関する情報の積極的な公開

- 実行可能な施策から順次実施
- 検討が必要な施策は速やかに議論の場を設け、建設業の将来像を見据えて対策